

## 『新・消費者法これだけは〔第 3 版〕』補遺・消費者契約法第 3 次改正（2022 年）内容

2022 年 6 月 1 日に公布された、消費者契約法第 3 次改正では、主として消費者取消権の追加と修正、無効条項類型の追加、事業者の努力義務の拡充などがなされた。（2023 年 6 月 1 日施行）

### 新たな困惑類型

#### (1)第 4 条第 3 項第 3 号

①勧誘することを告げずに、②退去困難な場所へ同行し、③勧誘したという 3 要件を満たす場合に、新たに消費者取消権が認められる。

例えば、信号待ちをしていたところモデルのスカウトをされて ①、詳しい話をしたいからと事務所などへ連れて行かれ ②、モデルになるためにはエステを受けることが必要だからとエステサロンの入会契約を締結した ③ という場合である。

#### (2)第 4 条第 3 項第 4 号

①威迫する言動を交え、②相談の連絡を妨害したという 2 要件を満たす場合に、新たに消費者取消権が認められる。

上の例で、エステサロンの入会契約締結前に家族か友達に相談したいと申し出たところ、「ここまで丁寧に説明したのに他の人に相談したいとは、とても傷ついた。SNS にこのことを拡散する」と言われ ①、それでも何とか家族に連絡しようとしたらスマホを取り上げられた ② という場合である。

### 修正された困惑類型

#### 第 4 条第 3 項第 9 号（改正前同項第 7 号）

改正前の、「一部または全部を実施」した場合に加えて、「目的物の現状の変更」によって、原状回復が困難になった場合にも取消権が認められる。

内装工事の見積のためだけに現場を見に来た業者が、「洗面台の床部分が腐食していたので、張り替えておいた」と言って、その場で工事料金の請求をしてきた。見積を検討してから内装工事契約を締結するかどうかを決めるつもりだったが、該当箇所は周囲とは異なる床材になっていて元の状態から変更されている。本来、見積に契約締結義務はないが、「現状の変更」がなされているので、内装工事の一部としてであっても洗面台床部分の改修工事契約を取り消すことができる。従って、工事料金の支払に応じる必要はない。

### 新たな無効類型

#### 第 8 条第 3 項

免責条項であって、事業者の軽過失のみに適用されることを明らかにしていない条項は無効とされる。

例えば、「損害が事業者の軽過失に基づく場合には、賠償額は損害の 1 割までとします」という条項は有効だが、「法律上許される限り、賠償額は損害の 1 割までとします」という条項は、「法律上許される限り」という条件によって責任範囲を不明確とするゆえに無効となる。

## 事業者の努力義務の拡充

消費者からの契約解除に際しての情報提供（第3条第1項第4号等）、契約勧誘時の情報提供の際に事業者が知ることができた場合に消費者の（知識・経験に加え）年齢・心身の状態などに応じた情報提供、定型約款の表示請求権行使に関する情報提供（第3条第1項第3号）、適格消費者団体の契約条項・差止請求を受けて講じた措置の開示、等について努力義務が定められた。

このような今回の改正に対しては、すでに批判が寄せられている\*1。

消費者庁のHPには、今回の改正（概要）においてH30年改正附帯決議が反映されたかのような説明が掲載されている\*2。しかしながら、同附帯決議にもとづいた、「消費者契約に関する検討会報告書」には対応していない改正法案が国会で修正されることもなく通過し公布されているのは明らかである。

消費者契約法が消費者法の一般法であるゆえに、消費者取消権をそこに定めることは当然であるが、あくまでも「一般法」としての性質を反映すべきである。しかしながら、2018年の改正来その性質はかなり薄められており、消費者取消権についてはそういった傾向がとくに顕著と言えよう。ここまで詳細な要件に限定する取消権が改正の都度加えられているのは、逆に消費者取消権の適用範囲が狭まれかねない。一見すると、消費者契約法第4条第3項は消費者にとって参照しやすい規定に思えるかもしれない。しかし、より柔軟に、より広く、取消権の成立を認めうる条文である方が、消費者救済の道としてはふさわしい上に、消費者契約法の立法趣旨にも沿うものである。第4条第3項については、特にこの視点からの条文の組み直しの方が進められて然るべきであろう。

また、事業者の努力義務が拡充されていることにも懸念を抱かざるを得ない。確かに改正法で義務を課された内容は事業者から消費者への歩み寄りが必要な内容であり、健全な消費社会を担う事業者に求められる義務である。しかし、法的義務ではなく努力義務に留まっているのは、義務の「拡充」にはリップサービスの意味合いしか残らない。努力義務だからこそ履行が期待できるというのであれば、法的義務と位置づけることも可能だったのではないだろうか。少なくとも次の段階では法的義務へとレベルアップすることが射程範囲にあると考えたい。

事業者の「軽過失」に起因する損害からの免責であることを明らかにしていない条項が、消費者からの損害賠償請求を抑制しかねないために、無効となる条項に加えられたことには、ある程度の評価はできよう。しかし、「軽過失」であれば免責できることを明示しているだけでその条項が有効とされることには疑問を禁じ得ない。まず、消費者には「軽過失」の有する法的意味を理解することはほぼ困難と考えられる。仮に「軽過失」の意味が理解できたとしても、事業者の過失が「軽過失」ならば免責されてしまうと契約に定めてあることを理

\*1 消費者法ニュース 132号 90頁～98頁（2022年7月号）

\*2 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/amendment/2022/assets/consumer\\_system\\_cms101\\_220613\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2022/assets/consumer_system_cms101_220613_01.pdf)

由に、消費者は規定以上の損害賠償請求を諦めかねない。消費者の権利行使を抑制しないためにも、また「軽過失」の場合になされうる過失相殺の可能性に鑑みても、「軽過失の場合には、一部免責があります」などのような明示に止めるべき条項を促すべきと考える。

以上のように、改正された消費者契約法には、看過できない問題点があまりに多い。これに対して、私たちは訴える声を失ってはならない。消費者契約法は、消費者法全体の一般法であり、消費者保護の根本を定めるべき法である。社会全体から見て、その最小単位である消費者のための法律をこのような目先だけの改革に委ねていては、環境や社会が抱える問題にバランス良く取り組むことや、すべての人々が誰ひとり取り残されることなく尊重される社会の実現を目指している SDGs の実現は、外観だけを整えることができて、実質的には空洞化してしまう。持続可能な経済成長に必要な健全な経済活動を消費者契約法が支え、そして SDGs の一翼を担っているという事実への自覚を立法者には強く求める。そのためにも消費者契約法の理念、その立法趣旨を今一度喚起してもらいたい。